



日本洋書協会

JAPAN ASSOCIATION OF INTERNATIONAL PUBLICATIONS

August 2015
REPORT MAGAZINE

会報誌 | vol. 49 no. 5

Published by JAIP 1-32-5 U.S.P Higashishinagawa Shinagawa-ku, Tokyo 140-0002

Call:03-5479-7269 e-mail:office@jaip.jp

相澤理事長に聞く ～この人に聞くシリーズ No.6

今回は今年4月に理事長に就任した極東書店の相澤久俊氏に、協会の現状と今後の抱負を元理事長の山川隆司氏がお聞きしました。

初めに業界での略歴を教えてください。

私は1977年に25歳でこの会社に入りましたので、今年で38年在籍していることとなります。入社後、最初の3年ほどは仕入の部門で、そのあと25年間は営業として大学を相手に走り回っていました。そこから10年ほどは内勤で現在に至ります。

協会には書籍を扱う会社が多いのですが、書籍を中心に扱う会社の特徴はどんなところにあるとお考えでしょうか。

最近はいぶ変わってきましたが、書籍を中心とした会社というのは間違いなく仕入れの部門が一番力を持っていたと思います。うち(極東書店)の場合も、かつては営業よりも仕入れ部門の方が発言力を持つ傾向がありました。

仕入れ部門にブレーンが揃っていたということですね。仕入れ部門にはどのような人がいるのでしょうか。

書籍を扱っている会社ですので、まず本好きであることは間違いありません。またクレームを含めて色々な注文に対し適切に処理する能力が非常に高いと思います。それから良いか悪いかは別にして、全体として優柔不断なところがあると感じています。書籍の場合、見計らい注文をすることがありますが、「この著者のタイトルだったら、このぐらいは売れるだろう」といった見極めに時間がかかってしまうことがあります。

現在、協会が置かれている状況についてどのようにみえていますか。

現況からお話ししますと、昔と比べて協会の会員が激減してしまったという印象があります。最盛期は150ほどの会員で構成されていましたが、現在は50ほどの規模になってしまいました。協会を上げられる理由は様々なので、この状況に対し一概に意見を述べることは難しいのですが、洋書に関連した国内唯一の協会がこのまま縮こまったままで良いのかという思いもあります。雑誌・書籍商のなかにはわずか2、3名で営んでいる業者も多く存在していますので、会員の対象となる業者は探せばまだまだ沢山あるのではないかと考えております。

書籍についてはELTなど一部では需要が増えていくという意見もありますが、日本における洋書市場全体としては縮小傾向にあると感じています。極東書店の取引先は人社系の大学・研究機関が中心ですが、昨今の円安の影響もあり、数千円の書籍でも相見積もりを取られるケースが起きています。また最近では文部科学省が全国の国立大学に対し、教員養成系・人社系学部の組織見直しを求めており、予算の動向が読めません。そのほかにも電子版への需要の高まりや税制改正など業界を取り巻く環境が大きく変化しており、業界全体としてもまだ対応できていない部分が多くあり、厳しい状況におかれていると考えています。

そうした厳しい状況で今後どのように洋書協会を運営していったらよいとお考えでしょうか。

まずは洋書協会の存在意義を協会加盟各社の方々に理解していただくことを中心に活動を考えていきたいと思っています。そのためには少なくとも業界の情報を

きちんと共有・交換できる場を設けなければなりませんし、その上で税制問題のような共通の課題に対処していく必要があると考えております。また同業同士の繋がりがりばかりですと、どうしても視野が狭まっていく可能性がありますので、近似業種も協会に引き込んで交流をはかることができれば新しい考え方も出てきて面白いかもしれません。とはいえ会員の対象となる業者がどれだけ存在するのかは未知数ですし、そうした業者をどのように引き込むのかについても今後は考えていく必要があると思います。

今後を担う若手についてはどのようにお考えでしょうか。

若手の対象を20代～40代半ばまでと広く考えますと、個人的な評価としてはかなり期待をしておりますし、能力もあると思います。語学を含め学力も我々の世代と比べたら高いですし、非常に真面目な方が多い印象を持っています。ただ、気がかりなこととして文字に日常的に接しているかという点では少し不足している感じがします。具体的には新聞を読まない人が多いですね。もちろん今はインターネットで見出し的に情報を得ることができますが、クリティカルな視点で物事を見る能力が足りていないような感じがします。若い方にはこれから色々な経験を積んでもらわなければならないので、普段から好奇心を持って質問をし、物事を深く考えていく力を養ってもらいたいと思います。



最後に、理事長として今期どのようなことを中心に活動していきたいでしょうか。

先にも述べましたが、まずは協会の存在を加盟業者の方々にアピールし、情報の交換・共有ができるようにしたいと思います。その方法のひとつとして小さなワークショップをいくつか開催し、そのなかで新しい業者を協会の会員に加えていければ良いと考えています。

(取材日 2015年7月8日 インタビュアー:ユサコ株式会社 山川隆司)

理事会報告

2015年7月17日 (金)

出席：相澤、松村、細谷、小松崎、東端（総務委員長＋事務局）

1. 予算状況（6月まで）

事務局から上四半期の状況が報告され、大きな乖離は無いとして了承された。

2. 推薦理事の選定（再）

交渉を開始したが、現在まで不調に終わっている。他の候補と話し合いを進める。

3. UPS に対する意見書

協会として出すべきではないという意見もある。一方で、中小規模の会員の中には協会が何もしないのはおかしいという意見もある。当然個々の会社の経営方針に意見をすることはあり得

ないが、文案を含めて再度検討する。

4. 入会申込審査

アシェット・ジャポンから出された入会申込を審査した結果、問題ないとして承認された。

5. 委員会報告

総務委員会

28日に消費税関連のセミナーを行う。講師との打ち合わせなど準備を進めている。

事業委員会

TIBF バーゲンでは昨年並みの実績があった。

文化・厚生委員会

定期的に行っているイベント以外に候補を収集している。

以上

第22回東京国際ブックフェア

第22回東京国際ブックフェアは、7月1日（水）～4日（土）の4日間、東京ビックサイトにて開催されました。今回の同時開催展は、例年の「第19回国際電子出版EXPO」に加えて「コンテンツ東京2015」と銘打ち「キャラクター&ブランド ライセンス展」「クリエイター EXPO」「プロダクション EXPO」「制作・配信ソリューション展」「コンテンツマーケティング EXPO」「先端コンテンツ技術展」の6展示を集約、TIBFから分割する形で開催されました。中でも「先端コンテンツ技術展」は、ドローンや3Dプリンタなどもあり、完全に書籍を対象としない分野の展示には、正直驚かされました。つまりはTIBFと同時開催展を分離することを前提とした展示内容となっているように感じましたし、書籍を対象としないことで、従来のブックフェアの趣旨との違いをはっきり認識させられた会期となりました。この内容での今回の入場者は、主催者発表



によると全会場合わせた総来場者数は6万7570人で、昨年より微増したようです。

なお今会期前にプレスリリースされたように、次回TIBFは純粋に読者謝恩のブックフェアとして独立し、会期も9月23日（金）～25日（日）に変更され、土日を含む3日間の開催となります。

当協会主催の洋書バーゲンコーナーは、昨年同様ワゴン40台での展開でしたが、TIBFを主催している書協の開催目的の1つである「読者謝恩」に込めるべく、初めて会員外に出展料の割り増しを条件に参加を認めました。会場は昨年同様、大手国内出展社近くとなり、周辺も含め多くの来場者で非常に賑わっていました。また会場告知も入場口正面に設置され効果的であった様に思います。会期中の売り上げは、ほぼ前年並みの約1%マイナスという結果となりましたが、例年のない悪天候の中、前年並みという数字は十分な結果ではないかと思っています。これも会期中ご尽力いただいた関係者の皆様の熱意のたまものと感謝申し上げます。

前述のように来年の開催は、会期変更および期間の短縮による影響など、不確定な要素が多いですが、より来場者のニーズを把握し、出展社・内容など再検討するなどして、さらに活気のある洋書バーゲンにしたいと思っています。会員皆様のご意見・ご尽力お待ちしております。

（事業委員長 奥村尚史）

JAIPサマーパーティー

2015年のサマーパーティーは7月17日（金）に第一ホテル東京（新橋）にて盛大に行われました。今年は32社109名の方にご参加いただきました。午後6時過ぎより文化厚生担当理事の細谷氏（ビューローホソヤ）の開会の挨拶で始まり、今年度より新理事長にられました相澤氏（極東書店）より乾杯の挨拶をいただきパーティーは進みました。昨年に比べて若い方の参加が多くみられ、たくさんの美味しい料理と多種にわたるドリンクが用意される中、皆さん最後まで食事しながらアルコールもすすみ、会話も弾んでいらっしました。昨年はワインが赤白合わせて30本開いたようですが今年もそれを上回る勢いで皆さんに楽しんでいただけたと思います。新規会員の山田氏（アセット・ジャポン）、倉上氏（チャールズ・イー・タトル出版）のお二方にもご挨拶



を頂きました。中締めは副理事長にられました松村氏（センゲージラーニング）が一本締めに完璧にこなして8時過ぎに閉会となりました。

（RT記）

「国境を越えた役務の提供に係わる 消費税の課税の見直し等について」のお知らせ

総務委員会

所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）等により、消費税法等の一部が改正され、国境を越えて行われるデジタルコンテンツの配信等の役務の提供に係る消費税の課税関係の見直しが行われました。

それに伴い、当協会に関係する電気通信回線を介して行われる電子書籍配信の適用の可否、解釈等について、また本取引は事業者向けと消費者向けで消費税の納税義務者が異なる点もあり、協会会員数社による税務署及び国税庁への確認を行いました。その内容を元に、協会として見解をまとめましたので共有いたします。なお、この文書は、協会加盟各社の便宜を図るために、作成しましたが、会員各位の商活動を規制、束縛するものではありません。各社のご判断のもと、所轄税務署とご相談の上対処下さい。

また、海外事業者が出版している電子コンテンツであっても、国内事業者（書店や出版社など）が単なる仲介でなく、他の国内事業者（大学図書館などの研究機関）や一般消費者に役務を提供しているのであれば、そのサービスは国内取引とみなされ、通常の商品売買と同様に、書店や出版社が申告納税を行うことがあります。ただし、このような国内取引に該当するかどうかは、取引実態から判断されますので、エンドユーザーとのライセンス契約やコンテンツ出版元との取引契約などの内容を踏まえて各社で所轄税務署とご相談ください。

（参考資料）

今回の改正に関係して、国税庁から通達、パンフレット、Q&Aが発表されています。国税庁HPへのリンクは下記のとおりですので、改正の内容に関しては、リンク先の文書をご確認ください。

- ・消費税法基本通達新旧対照表
<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/shohi/kaisei/150508/pdf/01.pdf>
10ページ～13ページ
- ・パンフレット手引き（国内事業者宛て）
<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/>

[pamph/pdf/cross-kokunai.pdf](https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/cross-kokunai.pdf)

- ・パンフレット手引き（国外事業者宛て）

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/cross-kokugai.pdf>

- ・国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等に関する Q&A

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/cross-QA.pdf>

1. 電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し

インターネット等を通じて行われる電子ジャーナル、電子書籍、ソフトウェアなどの配信に関して、従来は配信を行う出版社などの事業者の事務所等の所在地が国外であれば、国外取引とみなされ、不課税扱いでしたが、今回の改正に伴い、配信を受ける事業者や個人の住所又は居所が国内であれば、国内と取引とみなされ、課税対象となります。（ガイドの2ページ目参照）

従いまして、従来は不課税であった、研究機関などによる海外の電子ジャーナルや電子書籍の利用料が課税対象となります。反対に、国内の事業者であっても、国外に住所又は居所を有する利用者に提供する場合は不課税となります。

2. 課税方式の見直し（「リバースチャージ方式」の導入）

「電気通信利用役務の提供」について、役務の提供を行った者が国外事業者である場合、「事業者向け電気通信利用役務の提供」あるいは「消費者向け電気通信利用役務の提供」のいずれに該当するかによって課税方式が異なります。

「事業者向け」の場合は、「リバースチャージ方式」と呼ばれる課税方式で、役務の提供を受けた国内事業者に申告納税義務が課されます。ただし、経過措置により、当分の間は、課税売上割合が95%未満の事業者にのみ適用されます。従いまして、電子ジャーナルや電子書籍を購読している大学や医療機関などが申告納税を行うこととなりますが、課税

売上割合が95%以上を占める企業が購読する場合には、当該仕入は課税標準額、仕入控除税額のいずれにも含まれません。

「消費者向け」の場合は、「海外事業者申告納税方式」となり、役務の提供を行う国外事業者に申告納税義務が課されます。従いまして、電子ジャーナルや電子書籍の提供を行う国外の出版社などが申告納税を行うこととなります。（国内に事務所などが法人には、申告、納税のための納税管理人を選任することが必要とされています。）

3. 「事業者向け」と「消費者向け」

通達において、「事業者向け」は、「役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が事業者に限られるもの」と限定されており、これ以外のものを「消費者向け」としています。従いまして、事業者が事業として利用することなどを契約内容で明示できなければ、「事業者向け」とはみなされない可能性があります。たとえば、Webサイトなどで事業者向けと謳っていても、一般消費者などからの申込を制限できないものは、「事業者向け」ではないとされています。

4. リバースチャージ納税額などの表示義務

役務の提供を行う国外事業者は、事業者向け取引の際は、交渉を開始する段階で取り交わす書類（見積書・契約書等）にリバースチャージの対象である旨を入れることが必要とされています。「リバースチャージの対象です。貴社が納付することになりま

す。」等の文言が必要になります。つまり顧客は取引が始まる前に把握、作成書類等で知った上で（出版社などとの）ライセンス契約を締結することになります。ただし、具体的な消費税額の提示義務はありません。

国内事業者が国外事業者とお客様のライセンス契約を仲介する場合も同様で、お客様がリバースチャージ対象である事を知った上で出版社とライセンス契約を締結することが必要となり、利用料などを代理で見積や請求する場合には、見積書や請求書に、リバースチャージの対象であること及び対象となる本体金額を明示する必要があります。

5. 継続的電気通信利用役務の提供を行っていた場合の経過措置

国外事業者が平成27年3月31日までに締結した電気通信利用役務の提供で、平成27年10月1日前から同日以降引き続き行う電気通信利用役務の提供については、改正前の消費税法が適用されます。

この平成27年3月31日までに締結したことを示すものは、海外出版社などの役務の提供を行う国外事業者と役務の提供を受ける事業者の契約書（通常はライセンス契約）の日付であるというのが国税庁見解でした。万一、契約書がない、あるいは契約書に日付がない場合には、個々の契約条件等による事実認定となりますが、仲介者である書店などに対する発注書や契約書などの日付は、参考資料にしかならないと国税庁から指摘がありました。

	各社の立場	顧客との契約形態	活動内容	課税方式
①	仲介代理店	業務委託契約 (+出版社と国内事業者のライセンス契約)	顧客と出版社の契約サポート、支払代行 電気通信利用役務の提供は行わない	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者向けであれ、消費者向けであれ、申告納税義務はありません。 ・顧客との取引実態が仲介業務であることが要件です。 ・税務調査においては、顧客との契約書の提出が求められることが想定できません。
②	販売代理店	業務委託契約 (物品供給契約の可能性もある)	海外出版社より一旦役務の提供を受けた後、国内事業者・消費者へ提供	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の国内取引と同様の扱いとなります。 ・事業者向けであれ、消費者向けであれ、申告納税義務を負います。 ・改正前後で契約内容などを変更される場合は、成立要件に関して、所轄の税務署にご確認ください。
③	海外出版社	ライセンス契約	電子通信役務の提供者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け取引の場合はリバースチャージ方式で申告納税義務はありません。 ・消費者向け取引の場合は申告納税義務が発生します。

6. まとめ

当協会加盟各社の想定しうる立場に応じての注意事項を下記のとおりまとめてみました。ご参考にしてください。（表中の記述内容は、税務に関わる保証をするものではありませんし、また、加盟各社の商業活動を制限するものでもありません。あくまで、参考資料として、ご活用ください。）

問・質問があるようです。

総務委員会としては、会員の皆様のとまどいや疑問・質問の解消に役立てるように、引き続き取り組んでゆきたいと考えております。その参考としまして、今回のセミナーについて感想、また更なる疑問・質問等がありましたら、事務局までお寄せください。ご協力お願いします。（総務委員長：滑川信行）

上記に関するセミナー

7月28日（火）に総務委員会主催のセミナー『国境を越えた役務の提供に係る消費税課税』が開催されました。50名ほどの参加者で、熱心な質問も多く、大変活況のあるセミナーにすることができました。猛暑の中、出席された皆様ありがとうございます。

今回のセミナーで出された疑問・質問の中には、残念ながら時間の制約で充分解消し切れなかった問題もありました。またセミナーの後、何人かの出席者から感想をお聞きしましたが、本件に関して、依然として多くの疑



お知らせ

■ 新入会員紹介

アシェット・ジャポン

代表者：山田 仁

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 554 双葉ビル1F

TEL. 03-6273-8108 FAX. 03-6273-8109

HP. www.hachette-japon.jp E-mail. mail@hachette-japon.jp

■ 訃報

MK インターナショナル(有)代表取締役 北村雅子氏が7月5日に永眠されました。73歳でした。謹んでご冥福をお祈りいたします。ユサコ(株)の山川隆司氏の追悼文が協会 HP に掲載されております。ご一読下さい。

(株)ゲーテ書房前社長 村山新吾氏が7月28日に永眠されました。90歳でした。謹んでご冥福をお祈りいたします。葬儀は故人のご遺志に従い、ご遺族で行われました。

■ 住所変更

西山洋書(株)

旧：東京都豊島区西池袋 1-2-2 ウェストワンビル1F

新：〒110-0016 東京都台東区台東 3-17-3 勝沼ビル1F

TEL. 03-5826-4613 FAX. 03-5826-4614 (メール、HP は変更ございません。)

■ 住所表記変更 (郵便番号、電話、FAX、メール等の変更はございません。)

ビューローホソヤ

旧：東京都新宿区坂町 24-5 ストック四谷 104号

新：東京都新宿区四谷坂町 11-9 ストック四谷 104号

(株)雄松堂書店

旧：東京都新宿区坂町 27

新：東京都新宿区四谷坂町 10-10

新連載

我が社・わが街

第1回 神保町(1)

株式会社イタリア書房

代表取締役 伊藤 道一

1958年11月、イタリア書房は神保町に事務所を構えました。

小社創業者伊藤基道が自分の下宿部屋でイタリア語専門の洋書輸入会社イタリア書房を始めたのはその9カ月前同年3月のことです。当時イタリア語の本が欲しいと思っても手に入らない時代でした。最初イタリア書籍の輸入は仕事というよりも面白さの方が先行していたようです。孤軍奮闘するうちに幸い業績が順調に伸びたので、当時小社顧問の一人であった三浦逸雄先生が神保町に一室を見つけてくださり、それまでの環境の良くない下宿から憧れの神保町に越してきたのでした。当時明治大学で教えておられた林達夫先生が三浦逸雄先生と代わる代わる毎日のように立ち寄って基道に豊富な知識を分け与えてくださり、それは得難い講義であったそうです。その後新たに社員も加わり、1961年1月株式会社となり今日に至ります。

小社がある神保町本屋街の歴史を見ると、湯島聖堂に始まります。そこに徳川時代には幕府直轄学校昌平

坂学問所が開設されていましたが、明治時代には文部省が置かれました。江戸時代以来の文教地区であった神保町界隈には多くの大学が立ち並び、それに伴って多くの本屋も現れました。初めは同じような品ぞろえの本屋が並んでいたようですが、淘汰されてゆくうちにそれぞれの本屋が文学専門、歴史専門、理工学書専門等専門を持ち共存するようになり、今日の巨大な本の街が生まれたということです。

現在のメインストリートは靖国通りですが、関東大震災以前靖国通りはまだなく、小社の脇を通る細い通り「さくら通り」がメインストリートでした。小社のお向いに、昭和初期に建てられた趣ある店を構える「今荘」という鰻屋があります。現在は4代目が継いでおられますが、ふっくらと柔らかい蒲焼はおいしく、食べると幸せな気持ちになります。神保町にいらしたときは是非歴史と共に味わってみてください。



「今荘」 右はさくら通り



イタリア書房店舗と筆者

編集長より皆様へ

新連載「我が社・わが街」への原稿をお寄せください。

皆様の会社と街について、またお勧めのスポットやお店について、どんなことでも結構です。楽しいお話しをお待ちしております。

東南アジアおよび世界の現代政治・経済研究に必備の重要資料

リー・クアンユー ペーパーズ 前編 後編

★ 演説、インタビュー、対話 1950-2011 全 20 巻

The Papers of Lee Kuan Yew, vols. 1-19 & Index

シンガポール国立公文書館 編

【Cengage Learning Asia - YUSHODO 共同企画】

製作・刊行：Cengage Learning Asia

20 volume set. Size: 215 x 275 mm.

前編 (2011 年刊)	ISBN-13: 978-981-4424-34-9 (set)	ハードカバー版	¥360,000.-
	ISBN-13: 978-981-4424-45-5 (set)	革装版	¥452,571.-
後編 (2013 年刊)	ISBN-13: 978-981-4424-34-9 (set)	ハードカバー版	¥462,857.-
	ISBN-13: 978-981-4424-45-5 (set)	革装版	¥581,143.-



◆収録資料所蔵元：シンガポール国立公文書館・首相官邸・シンガポール放送協会・情報芸術省ほか

◆演説、対談、記者会見、各国メディアによるインタビューにおけるリー・クアンユーの発言を年代順に収録

◆全 10 巻にわたって豊富にちりばめられた貴重で歴史的な写真画像

◆シンガポール及び東南アジア研究に特有の用語や人名には注釈つき

今年死去したシンガポール建国の父、リー・クアンユー（李光耀；Lee Kuan Yew, 1923-2015）は、シンガポール共和国の初代首相を務め、1959 年から 30 年間にわたってシンガポールを統治し、世界でも最も長く首相を務めた政治家となりました。1990 年からは上級相、2004 年からは内閣顧問となり強い影響力を持ち続け、2011 年 5 月に引退を表明しました。

本書は、シンガポール国立公文書館の所蔵資料を中心に、ロンドン留学から帰国した 1950 年から 1990 年 11 月 28 日の首相辞任までの 40 年間にリー・クアンユーが行った全ての演説、インタビュー、記者会見等を編集したものです。世界各地のメディアによる取材に応えた内容も多く収録しています。

植民地支配からの独立、マレーシアとの統合と分離、英国軍の撤退、工業化、公共住宅、多民族の調和、言語政策、公共サービス、指導者の移行など、シンガポール現代史の重要トピックについて政治指導者から人々へと発信されたメッセージの数々は、「リー・クアンユーの国家」ともいわれるシンガポールの歴史そのものと言っても過言ではありません。また、小国家ながら独立を維持するにとどまらず、東南アジア地域やさらにはグローバルな経済の中心地として確固たる国際的地位を占めるに至ったシンガポールの軌跡を辿ることは、現代政治・経済・社会が直面する問題への貴重な洞察を与えてくれるでしょう。

* 表示価格は 2015 年 4 月現在の消費税 8% 込価格ですが、版元の価格改定や為替の変動などによりやむを得ず定価を変更する場合がございますので、予めご了承下さい。

* 私費でのご購入の場合、お支払いは代金引換払い（ヤマト便）、又はクレジットカードでお願いいたします。



株式会社 雄松堂書店 日本総代理店：雄松堂書店
Web サイト: www.yushodo.co.jp

本社：〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町10-10 Tel: 03-3357-1411 Fax: 03-3356-8730 E-mail: sales@yushodo.co.jp
京都：〒604-8101 京都市中京区御池通柳馬場角 京都朝日ビルディング5F Tel: 075-222-0165 Fax: 075-256-2032

日本洋書協会会報 vol.49 No.5(通算536号) 発行日2015年8月1日 編集者 松野 夏生

発行所 日本洋書協会 〒140-0002 東京都品川区東品川1-32-5 U.P.S. 内 TEL 03-5479-7269 FAX 03-5479-7307
URL:<http://www.jaip.jp> E-mail:office@jaip.jp